

頃を見計らひ、草拂見分は草修理見分ともい
うて、夏の土用に於いてする。植付見分・草
拂見分の際には、所々に村役人を集めて勸農
の趣旨を布達するが、それを二度の申渡とい
うた。

カイサクホウ 改作法 (一) 藩初の收租法
— 藩初に於ける貢租の收納法は、検見によつ
たもので、その年の豊凶に従ひ租額を上下し

たから、常に手續の困難であつたのみなら
ず、百姓は専らその低下を欲し、藩吏は偏に
加重を企て、その間に憎悪嫉視の弊を生ず
るか、否らざれば賄賂賂收の害を招くことが
あつた。且つ加賀藩の領内は、往時一向門徒
の跋扈した歴史を有するから、百姓といへど
も必ずしも武士に畏服せず、動もすれば貢租
の納入を怠つて未進に終らしめ、その收穫を
私せんとするものがあり、之に對して士人は
之を皆濟せしめる爲督促呵責至らざるなく、
遂に家財を毀つて償はしめ、尙足らざる時は
未進米として貧越とするが故に、農民の窮厄
も亦甚だしかつた。

(二) 改作法の目的 — 前田利常は前記の弊を除
く爲に改作法を實施しようとした。この法の
目的は、先づ地味の肥瘠を検し、産米の多寡
に隨つて租率を定め、毎年納租の額を不燬な
らしめる定免法を採用せしめようとしたもの
で、百姓をして之に應ぜしめんが爲には、
春初貧窮なる者に作食米を貸與して、秋收の
際之を返還せしめ、又産米の足らざる年には
貸米によつて之を補足し、豊稔にして餘裕あ
る時に至つて辨償せしめることとし、特に不
作の程度十分の三以上に達した時は、實査を
經て賦租又は免租することとした。是を以て

士人は、年の豊凶に拘らず一定の收納を得る
が故に、假令自己の米地に困する百姓たりと
も、直接に之を督促するを得ざらしめ、御算
用場奉行・改作奉行等の吏をして監視の任に
當らしめた。是に於いて百姓は誅求拷掠の苦
を免れ、士人は收納を確實ならしめて、共に
この法を利便とした。

(三) 改作法施行 — 利常の初めて改作法を試み
たのは、慶安四年五月石川・河北二郡に於い
てせるに在つた。利常の之に着手した時、先
づ吏を遣はして地味の品等を定めしめ、前年
來の未進年貢米銀と、藩から借り受けた敷借
米銀の元利は共に之を免除し、村民の負債を
調査し、利子の制規に超えざる者は藩から之
を債權者に辨償し、その他は旨を諭して棄捐
せしめ、尙後村民間に於いて金品を貸借する
を禁じ、無頼の遊民を懲戒し、未墾の田野を
開拓することを奨勵し、力田の者に賞賜する
等の施設を爲した。領内大部分に於ける改作
法は明暦二年に成就したので、六月その奉行
を一旦廢せられた。改作を施行した年月は、
慶安四年から明暦元年まで河北郡・石川郡・彌
波郡・射水郡、慶安四年から明暦三年まで新
川郡、承應元年から明暦二年まで能美郡・鳳
至郡・珠洲郡、承應二年から明暦元年まで羽
咋郡・鹿島郡である。

(四) 改作の完結 — 改作法の施行は明暦二年を
以て一段落を告げたが、當時加賀の一部に亙
つて居た富山藩領と、能登に於いて老臣長氏
が織田信長の時から有した鹿島半郡とは、
未だ及ばなかつた。前田綱紀乃ち萬治三年從
前富山領であつた能美郡二萬石及び新川郡一
萬六千石を本藩に收めて改作法を施行し、本

藩領であつた富山近郷を易地として與へ、又
寛文十一年長連頼の死去を機とし、鹿島半郡
に集關する三萬三千石を收めて改作法を行
ひ、加越能三ヶ國に散在する同額の地をその
嗣尙連に與へた。但し尙連の得た新米地は、
既に改作法を施行せられて實收に相違があつ
たから、別に尙連の弟連房に千石の地を與へ
てその不利を補うた。

カイサクホウマウシワタシ 改作法申渡
加賀藩の改作奉行の最も主要なる職務は農事
を勸奨するに在る。是を以て毎年正月十七日
諸郡の御扶持人十村以下を召集し、御算用場
で改作法の要領を口達した。この日改作奉行
は、御算用場奉行及び横目と共に臨席し、改
作奉行中當番の一人が中渡の任に當つた。
カイサクマチ 改作町 金澤の舊町名。今
の茶木町の一部に當る。初め改作係りの足輕
の組地であつたが、後これ等の足輕が御歩に
昇つた爲に御歩町といひ、明治四年四月戸籍
編成の際茶木町に合併した。
カイサクムラ 改作村 — ヒンソンオシタ
テ 竹村御仕立。

カイシヤモチ 會社持 會員の負擔といふ
義。明治三年十一月の小學所仕法に、『小學所
教師學校より御指配、諸雜用は會社持にて炭
煙等割賦取立、餘は上より御引足之事。』など
とある。
カイジュン 戒隕 金澤時宗玉泉寺第十六
代の僧。桂光院其阿戒順と稱した。弘化二年
四月五日示寂。

所であり、その買入物品に對する支拂を掌る
者を小拂奉行というた。役銀・出銀・詰人の御
扶持方などもこの會所で取扱はれた。又江戸
の屋敷にも會所がある。會所の主吏は會所奉
行であり、毎年城内で追儂の行はれる際には、
會所奉行が年男を勤める慣習があつた。
カイシヨウイヘシゲ 甲斐庄家繁 通稱駿
河。品山氏の臣で、弘治三年濫井景隆の臣山
莊直秋と、羽咋郡志雄に戰つて敗れた。天正
五年長綱連が熊木城に居た越將齋藤帶刀を攻
めた時には、家繁調略を以て帶刀を降し、仁
岸友連に命じて城を收めしめた。

カイシヨギン 會所銀 參勤御供・江戸詰
領外御使・領内地廻り御用等を命ぜられた者
が、支給せられる出銀で不足の場合に、會所
から借用する銀子を會所銀というた。その借
用し得る銀子の額は、知行取と下行米取と、
領外と領内とによつて定まつて居たが、若し
必要の理由があれば、過借も出来ぬではなかつた。
借用人は請人を立て、一定の年限に返
納することを要した。利足は無利足の時代と
之を徴した時代とがあつた。

カイシヨブギョウ 會所奉行 會所は藩初
からあつたといふから奉行も備つて居たであ
らう。その姓名の始めて顯れるのは、慶安三
年の有澤孫作で、其の後渡邊八右衛門・野村
治兵衛・石黒覺左衛門・本保儀右衛門・萬治二
年には前田彌五作、寛文六年に杉江兵助、八
年に吉田逸角、九年に窪田九郎兵衛が命ぜら
れ、以來連綿した。

カイシヨヨコメ 會所横目 會所御横目の
起原は明らかでないが、寛文元年には横地三
右衛門、六年には不破仁右衛門が命ぜられた。

經て賦租又は免租することとした。是を以て

前富山領であつた能美郡二萬石及び新川郡一
萬六千石を本藩に收めて改作法を施行し、本

藩領であつた富山近郷を易地として與へ、又
寛文十一年長連頼の死去を機とし、鹿島半郡

所であり、その買入物品に對する支拂を掌る
者を小拂奉行というた。役銀・出銀・詰人の御